

乙第1号議案から
乙第43号議案まで

令和6年第1回沖縄県議会(定例会)議案
(その3)

令和6年2月14日提出

沖 縄 県

目 次

議案番号	議案名	ページ
乙第1号議案	沖縄県危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置許可申請等手数料条例の一部を改正する条例	1
乙第2号議案	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	2
乙第3号議案	沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	4
乙第4号議案	東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための沖縄県職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例	5
乙第5号議案	沖縄県会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	7
乙第6号議案	沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	12
乙第7号議案	沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例	14
乙第8号議案	沖縄県税条例の一部を改正する条例	21
乙第9号議案	沖縄県石油価格調整税条例の一部を改正する条例	22
乙第10号議案	沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	23
乙第11号議案	住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例	24
乙第12号議案	沖縄県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例	25
乙第13号議案	沖縄県介護保険法関係手数料条例の一部を改正する等の条例	55
乙第14号議案	沖縄県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	56
乙第15号議案	沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	63
乙第16号議案	沖縄県安心子ども基金条例の一部を改正する条例	68
乙第17号議案	沖縄県子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例	69
乙第18号議案	沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例	71
乙第19号議案	沖縄県北部地域及び離島等緊急医師確保対策基金条例の一部を改正する条例	98
乙第20号議案	沖縄県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例	99

目 次

議案番号	議案名	ページ
乙第21号議案	沖縄県立農業大学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	100
乙第22号議案	沖縄県漁港管理条例の一部を改正する条例	101
乙第23号議案	沖縄県火薬類製造業許可、高圧ガス製造許可申請等手数料条例の一部を改正する条例	102
乙第24号議案	沖縄県空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	103
乙第25号議案	沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例	104
乙第26号議案	沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例	106
乙第27号議案	建築基準法施行条例の一部を改正する条例	108
乙第28号議案	沖縄県公立学校情報機器整備基金条例	110
乙第29号議案	沖縄県立学校教育施設整備基金条例	112
乙第30号議案	沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例	114
乙第31号議案	沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例	115
乙第32号議案	工事請負契約についての議決内容の一部変更について	117
乙第33号議案	工事請負契約についての議決内容の一部変更について	118
乙第34号議案	財産の処分について	119
乙第35号議案	訴えの提起について	120
乙第36号議案	訴えの提起について	123
乙第37号議案	訴えの提起について	125
乙第38号議案	車両損傷事故に関する和解等について	129
乙第39号議案	車両損傷事故に関する和解等について	131
乙第40号議案	車両損傷事故に関する和解等について	133

目 次

議案番号	議案名	ページ
乙第41号議案	車両損傷事故に関する和解等について	135
乙第42号議案	包括外部監査契約の締結について	137
乙第43号議案	専決処分の承認について	138

乙第1号議案

沖縄県危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置許可申請等手数料 条例の一部を改正する条例

沖縄県危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置許可申請等手数料条例（平成12年沖縄県条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表2の項中「1,180,000円」を「1,450,000円」に、「1,410,000円」を「1,720,000円」に、「1,590,000円」を「1,920,000円」に、「1,950,000円」を「2,360,000円」に、「2,270,000円」を「2,740,000円」に、「4,550,000円」を「5,640,000円」に、「5,820,000円」を「7,240,000円」に、「7,070,000円」を「8,790,000円」に改め、同表16の項中「6,600円」を「7,200円」に、「4,600円」を「5,300円」に、「3,700円」を「4,200円」に改め、同表20の項中「4,700円」を「5,300円」に改め、同表22の項中「5,700円」を「6,600円」に、「3,800円」を「4,400円」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別表16の項、20の項及び22の項の改正規定は、同年5月1日から施行する。

令和6年2月14日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことに伴い、消防法に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査に関する事務に係る手数料の額を改める等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(沖縄県監査委員条例の一部改正)

第1条 沖縄県監査委員条例(昭和47年沖縄県条例第8号)の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

(沖縄県公営企業の設置等に関する条例等の一部改正)

第2条 次に掲げる条例の規定中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

- (1) 沖縄県公営企業の設置等に関する条例(昭和47年沖縄県条例第30号)第7条
- (2) 沖縄県病院事業の設置等に関する条例(昭和47年沖縄県条例第35号)第7条
- (3) 沖縄県流域下水道事業の設置等に関する条例(令和2年沖縄県条例第4号)第6条

(沖縄県知事等又は職員の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第3条 沖縄県知事等又は職員の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和3年沖縄県条例第36号)の一部を次のように改正する。

本則中「第243条の2第1項」を「第243条の2の7第1項」に、「地方自治法第243条の2の2第3項」を「同法第243条の2の8第3項」に改め、本則第1号中「第173条第1項第1号」を「第173条の4第1項第1号」に改め、本則第2号中「第173条第1項第2号」を「第173条の4第1項第2号」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月14日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

地方自治法の一部が改正されたことに伴い、関係条例の規定を整理する必要がある。
これが、この条例案を提出する理由である。

乙第3号議案

沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年沖縄県条例第65号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第4号中「婦人相談所（売春防止法（昭和31年法律第118号）第34条第1項の規定により設置された婦人相談所）」を「女性相談支援センター（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第9条第1項の規定により設置された女性相談支援センター）」に、「要保護女子及びその家庭につき心理学的判定」を「困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族への心理学的な援助」に改める。

第22条第2項第1号中「及び第3号から第5号まで」を削り、「290円」の次に「（人事委員会規則で定める作業に従事した場合にあっては、580円）」を加え、同項に次の1号を加える。

(3) 前項第3号から第5号までの作業 290円

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月14日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

社会経済情勢の変化や業務内容の特殊性等を勘案し、防疫等作業手当の支給要件及び支給額を改める等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための沖縄県職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例

東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための沖縄県職員の特殊勤務手当の特例に関する条例（平成24年沖縄県条例第5号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等並びに特定新型インフルエンザ等に対処するための沖縄県職員の特殊勤務手当の特例に関する条例

目次中「新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための沖縄県職員の特殊勤務手当の特例」を「特定新型インフルエンザ等により生じた事態に対処するための沖縄県職員の特殊勤務手当の特例」に改める。

「第3章 新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための沖縄県職員の特殊勤務手当の特例」を「第3章 特定新型インフルエンザ等により生じた事態に対処するための沖縄県職員の特殊勤務手当の特例」に改める。

第5条第1項を次のように改める。

職員が、特定新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る同法第15条第1項に規定する政府対策本部が設置されたもの（人事委員会が定めるものに限る。）をいう。）から県民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって人事委員会が定めるものに従事したときは、防疫等作業手当を支給する。この場合において、沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例第22条の規定は、適用しない。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月14日提出

理 由

社会経済情勢の変化や業務内容の特殊性等を勘案し、特定新型インフルエンザ等から県民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業に従事した職員に対し、特殊勤務手当を支給できるようにする等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 沖縄県会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（令和元年沖縄県条例第42号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の127.5」を「100分の132.5」に改める。

第2条 沖縄県会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

沖縄県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

第1条中「報酬、期末手当」を「給与」に改める。

第8条を第12条とする。

第7条の見出し及び同条中「報酬及び期末手当」を「給与」に改め、同条を第11条とし、第6条を第10条とする。

第5条の見出しを削り、同条第1項中「この条」の次に「から第8条まで」を加え、同条第2項中「100分の132.5」を「100分の122.5」に改め、同条第4項を削り、同条を第6条とし、同条の前に見出しとして「（期末手当）」を付し、同条の次に次の3条を加える。

第7条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第29条第1項の規定による懲戒免職の処分を受けた会計年度任用職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した会計年度任用職員
- (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した会計年度任用職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第8条 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた会計年度任用職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

- (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

- (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

4 前項の規定は、任命権者が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

5 任命権者は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(勤勉手当)

第9条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項及び第3項においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する会計年度任用職員のうち、その任用の期間及び人事委員会規則で定める任用の期間を合算した期間が6箇月以上ある職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）に対し、当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日から起算して30日を超えない範囲内において人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の規定により勤勉手当の支給を受ける職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額に相当する額として人事委員会規則で定める額とする。

4 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第7条中「前条第1項」とあるのは「第9条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第9条第1項に規定する基準日をいう。以下こ

の条及び次条第3項第3号において同じ。)から」と、「支給日」とあるのは「支給日(第9条第1項に規定する人事委員会規則で定める日をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。)」と読み替えるものとする。

第4条第2項第1号及び第2号中「第2条第1項」を「第3条第1項」に改め、同条を第5条とし、第3条を第4条とし、第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

(給与の種類)

第2条 会計年度任用職員の受ける給与は、報酬、期末手当及び勤勉手当とする。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条並びに附則第2項、第3項及び第4項の規定 公布の日

(2) 第2条及び附則第5項の規定 令和6年4月1日

2 第1条の規定による改正後の沖縄県会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例(以下「改正後の会計年度任用職員報酬等条例」という。)の規定は、令和5年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

3 改正後の会計年度任用職員報酬等条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の沖縄県会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の会計年度任用職員報酬等条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(沖縄県職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

5 沖縄県職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和47年沖縄県条例第7号)の一部を次のように改正する。

第4条中「沖縄県会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例(令和元年沖縄県条例第42号)第2条第3項」を「沖縄県会計年度任用職員の給与及び費用

弁償に関する条例（令和元年沖縄県条例第42号）第3条第3項」に改める。

令和6年2月14日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

一般職に属する常勤の職員との権衡を考慮し、会計年度任用職員の期末手当の支給割合を引き上げるとともに、地方自治法の一部が改正されたことを踏まえ、会計年度任用職員に勤勉手当を支給する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県の事務処理の特例に関する条例（平成12年沖縄県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条の表50の項中「那覇市及び糸満市」を「那覇市」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際改正後の第2条の表50の項左欄に掲げる事務に係る旅券法（昭和26年法律第267号）、旅券法施行令（平成元年政令第122号）及び旅券法施行規則（令和4年外務省令第10号）（以下「旅券法等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもののうち、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後においては糸満市の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における旅券法等の適用については、糸満市の長がした処分その他の行為とみなす。
- 3 施行日前に旅券法等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては糸満市の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における旅券法等の適用については、糸満市の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

令和6年2月14日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

旅券法に基づく知事の権限に属する事務の一部を、権限移譲の協議が調った糸満市が処理することとする必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

乙第7号議案

沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

沖縄県使用料及び手数料条例（昭和47年沖縄県条例第47号）の一部を次のように改正する。

別表第1 工業技術センター使用料の項及び工芸振興センター使用料の項を次のように改める。

工業技術センター使用料	濃縮機器、乾燥機器及び加熱機器	1時間につき	3,330円以内で知事が規則で定める額	1時間未満の場合は、1時間として計算する。
	<small>かくはん</small> 攪拌機器、粉碎機器及び混合機器	1時間につき	2,580円以内で知事が規則で定める額	1時間未満の場合は、1時間として計算する。
	成形機器及び切断機器	1時間につき	9,120円以内で知事が規則で定める額	1時間未満の場合は、1時間として計算する。
	設計支援機器、金属加工機器及び表面処理機器	1時間につき	3,940円以内で知事が規則で定める額	1時間未満の場合は、1時間として計算する。
	遠心機器及びろ過機器	1時間につき	260円以内で知事が規則で定める額	1時間未満の場合は、1時間として計算する。

滅菌機器、培養機器及びバイオ関連機器	1時間につき	3,240円 以内で知事が規則で定める額	1時間未満の場合は、1時間として計算する。
光学機器及び計測機器	1時間につき	3,020円 以内で知事が規則で定める額	1時間未満の場合は、1時間として計算する。
物性測定機器	1時間につき	1,990円 以内で知事が規則で定める額	1時間未満の場合は、1時間として計算する。
光分析機器	1時間につき	4,270円 以内で知事が規則で定める額	1時間未満の場合は、1時間として計算する。
分離分析機器	1時間につき	3,050円 以内で知事が規則で定める額	1時間未満の場合は、1時間として計算する。
その他分析機器	1時間につき	990円以内で知事が規則で定める額	1時間未満の場合は、1時間として計算する。
その他機器	1時間につき	1,800円以内で知事が規則で定める額	1時間未満の場合は、1時間として計算する。

			額	
工芸振興 センター 使用料	攪拌機器及び粉碎機器	1時間につき	300円以 内で知事 が規則で 定める額	1時間未満の 場合は、1時 間として計算 する。
	切断機器及び加工機器	1時間につき	1,700円 以内で知 事が規則 で定める 額	1時間未満の 場合は、1時 間として計算 する。
	その他機器	1時間につき	680円以 内で知事 が規則で 定める額	1時間未満の 場合は、1時 間として計算 する。

別表第1 保健所使用料の項中「において、知事が」の次に「規則で」を加える。

別表第2 工業技術センター手数料の項及び工芸振興センター手数料の項を次のように改める。

工業技術 センター 手数料	定性分析	1試料につき	9,520円 以内で知 事が規則 で定める 額	前処理を要す るものについ ては、3,410 円以内で知事 が規則で定め る額を加算す る。
	定量分析	1試料又は1 成分につき	8,360円 以内で知 事が規則 で定める 額	前処理を要す るものについ ては、3,410 円以内で知事 が規則で定め る額を加算す る。

熱分析	1 試料につき	3,850円 以内で知事が規則で定める額	前処理を要するものについては、3,410円以内で知事が規則で定める額を加算する。
材料試験	1 試料につき	1,880円 以内で知事が規則で定める額	当該試験に加えて他の測定を行う場合は、測定項目が増すごとに810円以内で知事が規則で定める額を加算する。
精密測定	1 件につき	1,870円 以内で知事が規則で定める額	
顕微鏡試験	1 枚につき	2,170円 以内で知事が規則で定める額	
表面処理試験	1 試料につき	2,420円 以内で知事が規則で定める額	100時間を経過するごとに1,560円以内で知事が規則で定める額を加算する。
食品試験	1 試料につき	3,390円 以内で知事が規則	前処理を要するものについては、3,410

			で定める額	円以内で知事が規則で定める額を加算する。
	物理化学試験	1 試料につき	4,530円以内で知事が規則で定める額	前処理を要するものについては、3,410円以内で知事が規則で定める額を加算する。
	デザイン調整	1 件につき	2,430円以内で知事が規則で定める額	1 時間を経過するごとに1,920円以内で知事が規則で定める額を加算する。
	成績書の複本	1 通につき	420円以内で知事が規則で定める額	
工芸振興センター 手数料	繊維の試験	1 点につき	1,590円以内で知事が規則で定める額	
	染色堅ろう度試験	1 点につき	4,730円以内で知事が規則で定める額	
	染料、材料又は薬剤測定試験	1 点につき	1,410円以内で知事が規則	

			で定める額	
	物性試験	1件につき	1,790円 以内で知事が規則で定める額	
	製品試験	1点につき	14,650円 以内で知事が規則で定める額	

別表第2 衛生環境研究所手数料の項中「2,700円」を「4,050円」に改める。

別表第3 家畜の注射又は薬浴の手数料の項中「1,400円」の次に「、牛異常産4種混合1頭1回につき2,000円」を加え、同表低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の項、建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の項及び建築物エネルギー消費性能適合性判定変更手数料の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更の該当証明書交付手数料の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改め、同表建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の項から評価機関等による審査を受けた建築物のエネルギー消費性能認定申請手数料の項までの規定中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月14日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

工業技術センター及び工芸振興センターの機器に係る使用料及び手数料の規定を整備するほか、家畜に注射するワクチンの種類を追加することに伴い、その手数料の徴収根拠を定める等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県税条例の一部を改正する条例

沖縄県税条例（昭和47年沖縄県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項」を「地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項」に改める。

第15条の2中「（昭和22年法律第67号）」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）第1条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定により知事が収納の事務を委託している者に対してする徴収金の納付又は納入については、改正後の第15条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

令和6年2月14日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

地方自治法の一部が改正され、公金事務の私人への委託に関する制度が見直されたことに伴い、条例の規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

乙第9号議案

沖縄県石油価格調整税条例の一部を改正する条例

沖縄県石油価格調整税条例（平成27年沖縄県条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第2項及び第3項を削り、附則第4項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、同項を附則第2項とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月14日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

県内における石油製品の価格の調整及び安定的供給を図るため、条例の有効期限を令和9年3月31日まで延長し、引き続き石油価格調整税を課する等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部 を改正する条例

沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年沖縄県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

(5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

(6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

第3条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

別表第1の3の項中「支給」の次に「、被保護者健康管理支援事業の実施」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条に2号を加える改正規定及び第3条の改正規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。

令和6年2月14日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

個人番号を必要な限度で利用することができる事務に生活保護法の規定に準じて外国人に対し行う被保護者健康管理支援事業に関する事務を加える等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法施行条例（平成14年沖縄県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条中「受ける者」の次に「又は法第30条の44の13において準用する同項の規定による附票本人確認情報の開示を受ける者」を加える。

第3条中「第30条の40第1項」の次に「（法第30条の44の13において準用する場合を含む。）」を加え、「本人確認情報の保護に関する審議会」を「審議会」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）附則第1条第10号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（調整規定）

- 2 この条例の施行の日が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日前である場合には、同日の前日までの間における改正後の第2条及び第3条の規定の適用については、これらの規定中「第30条の44の13」とあるのは、「第30条の44の12」とする。

令和6年2月14日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

住民基本台帳法の一部が改正されたことに伴い、戸籍の附票に記載されている氏名、住所等の附票本人確認情報の開示に要する費用の徴収根拠を定める等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(沖縄県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 沖縄県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年沖縄県条例第79号）の一部を次のように改正する。

第26条の見出し中「協力病院等」を「協力医療機関等」に改め、同条第1項中「入院治療を必要とする入所者のために」を「入所者の病状の急変等に備えるため」に、「協力病院」を「規則で定める要件を満たす協力医療機関」に、「病院を」を「医療機関を」に改め、同条第2項を同条第6項とし、同条第1項の次に次の4項を加える。

- 2 養護老人ホームは、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。
- 3 養護老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 養護老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 養護老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該養護老人ホームに速やかに入所させることができるように努めなければならない。

(沖縄県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 沖縄県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年沖縄県条例第80号）の一部を次のように改正する。

目次中「第32の2」を「第32条の3」に改める。

第23条の2中「医師」の次に「及び協力医療機関（当該特別養護老人ホームとの間で入所者が医療を必要とした際の連携及び協力が合意されている医療機関をいう。）の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

2 特別養護老人ホームは、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第24条第2項中「第32条の2」を「第32条の3」に改める。

第28条の見出し中「協力病院等」を「協力医療機関等」に改め、同条第1項中「入院治療を必要とする入所者のために」を「入所者の病状の急変等に備えるため」に、「協力病院（当該特別養護老人ホームとの間で入所者が医療を必要とした際の連携及び協力が合意されている病院をいう。）」を「規則で定める要件を満たす協力医療機関」に改め、同条第2項を同条第6項とし、同条第1項の次に次の4項を加える。

2 特別養護老人ホームは、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。

3 特別養護老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 特別養護老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 特別養護老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該特別養護老人ホームに速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第32条の2の次に次の1条を加える。

（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検

討するための委員会の設置)

第32条の3 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームにおける業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該特別養護老人ホームにおける入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行う委員会を含む。）を定期的に行う委員会を開催しなければならない。

第41条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型特別養護老人ホームの施設長は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第43条中「第32条の2」を「第32条の3」に改める。

第48条第2項中「テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）」を「テレビ電話装置等」に改める。

第49条中「、第32条及び第32条の2」を「及び第32条から第32条の3まで」に、「次条から第32条の2」を「次条から第32条の3」に改める。

第53条中「、第32条の2」を「から第32条の3まで」に、「から第32条の2」を「から第32条の3」に改める。

（沖縄県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 沖縄県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年沖縄県条例第81号）の一部を次のように改正する。

第28条中第2項を第7項とし、同条第1項の次に次の5項を加える。

2 軽費老人ホームは、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、規則で定める要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

3 軽費老人ホームは、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。

4 軽費老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定

する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 軽費老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 軽費老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該軽費老人ホームに速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第29条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 軽費老人ホームは、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第36条第1項中「、交付」を削る。

附則第14項中「附則第11項第2号」を「附則第12項第2号」に改める。

(沖縄県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第4条 沖縄県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年沖縄県条例第82号)の一部を次のように改正する。

第25条の2中「医師」の次に「及び協力医療機関(当該指定介護老人福祉施設との間で、入所者が医療を必要とした際の連携及び協力が合意されている医療機関をいう。)の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

2 指定介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第34条の見出し中「協力病院等」を「協力医療機関等」に改め、同条第1項中「入院治療を必要とする入所者のために」を「入所者の病状の急変等に備えるため」に、「協力病院(当該指定介護老人福祉施設との間で、入所者が医療を必要とした際の連携及び協力が合意されている病院をいう。)」を「規則で定める要件を満たす協力医療機関」

に改め、同条第2項を同条第6項とし、同条第1項の次に次の4項を加える。

- 2 指定介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。
 - 3 指定介護老人福祉施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
 - 4 指定介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
 - 5 指定介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。
- 第35条第1項中「協力病院」を「協力医療機関」に改め、「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を削り、同条に次の1項を加える。

- 3 指定介護老人福祉施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第41条の2の次に次の1条を加える。

（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第41条の3 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護老人福祉施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行う委員会を含む。）を定期的に開催しなければならない。

第52条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加

える。

- 5 ユニット型指定介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

(沖縄県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第5条 沖縄県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成24年沖縄県条例第83号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項中「協力病院」を「協力医療機関」に、「病院を」を「医療機関を」に改める。

第34条の見出し中「協力病院等」を「協力医療機関等」に改め、同条第1項中「に、あらかじめ、協力病院」を「、あらかじめ、規則で定める要件を満たす協力医療機関」に改め、同条第2項を同条第6項とし、同条第1項の次に次の4項を加える。

- 2 介護老人保健施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。
 - 3 介護老人保健施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
 - 4 介護老人保健施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
 - 5 介護老人保健施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該介護老人保健施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。
- 第35条第1項中「協力病院」を「協力医療機関」に改め、「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 介護老人保健施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第40条の2の次に次の1条を加える。

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第40条の3 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護老人保健施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行う委員会を含む。）を定期的に行う開催しなければならない。

第52条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型介護老人保健施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

(沖縄県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第6条 沖縄県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年沖縄県条例第23号）の一部を次のように改正する。

第24条中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならないこと。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

第34条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定訪問介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第54条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

第72条第5号を同条第7号とし、同条第4号を同条第6号とし、同条第3号を同条第5号とし、同条第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

第85条第1項第5号を同項第7号とし、同項第4号を同項第6号とし、同項第3号を同項第5号とし、同項第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

第85条第2項中「前項第5号」を「前項第7号」に改める。

第86条第5項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

第95条第1項第7号を同項第9号とし、同項第4号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、同項第3号の次に次の2号を加える。

(4) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

(5) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

第95条第2項第7号を同項第9号とし、同項第3号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、同項第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

第95条第3項第4号を同項第6号とし、同項第3号を同項第5号とし、同項第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

第105条中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

第140条第4号を同条第6号とし、同条第3号を同条第5号とし、同条第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っ

てはならないこと。

- (4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

第141条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

- 4 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

第155条第4項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

- 6 指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

第166条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第166条の2 指定短期入所生活介護事業者は、当該指定短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行う委員会を含む。）を定期的開催しなければならない。

第174条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

- 8 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

第179条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第190条第1項第2号を削り、同項第3号中「（前号に該当するものを除く。）」を削り、同号を同項第2号とし、同項第4号中「前2号」を「前号」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とする。

第191条第1項第2号を削り、同項第3号中「（指定介護療養型医療施設であるものを除く。）」を削り、同号を同項第2号とし、同項中第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

第192条中「、診療所」を「又は診療所」に改め、「又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成23年政令第375号）第1条の規定による改正前の介護保険法施行令（平成10年政令第142号）第4条第2項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。）」を削る。

第194条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

第202条第2号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院」を削る。

第204条中「及び第166条」を「、第166条及び第166条の2」に改める。

第207条を次のように改める。

（設備）

第207条 介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業所」という。）の設備に関する基準は、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を有することとする。

2 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次に掲げる設備を有することとする。

(1) 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有しなければならないこと。

(2) 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所のユニッ

ト、廊下、機能訓練室及び浴室については、規則で定める基準を満たさなければならないこと。

3 前項に規定するもののほか、療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

4 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次に掲げる設備を有することとする。

(1) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有しなければならないこと。

(2) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、規則で定める基準を満たさなければならないこと。

5 前項に規定するもののほか、療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

6 介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有することとする。

7 ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第192条第1項に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業（指定介護予防サービス等基準条例第190条に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業をいう。以下同じ。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第192条第1項から第6項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第209条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

第214条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定短期入所療養介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第215条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第228条の次に次の1条を加える。

(口腔衛生の管理)

第228条の2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔^{くわう}の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第234条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、規則で定める要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。

4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第237条中「及び第159条」を「、第159条及び第166条の2」に改める。

第250条中「介護保険法施行令」の次に「（平成10年政令第412号）」を加える。

第255条中第6号を第9号とし、第5号を第8号とし、第4号を第5号とし、同号の次に次の2号を加える。

- (6) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。
- (7) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

第255条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 法第8条第12項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具及び同条第13項に規定する特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具（以下「対象福祉用具」という。）に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うものとする。

第256条第1項中「内容」の次に「、福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行う時期」を加え、同条第6項を同条第8項とし、同条第5項中「福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い」を「モニタリングの結果を踏まえ」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項の次に次の2項を加える。

- 5 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、モニタリングを行うものとする。ただし、対象福祉用具に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。
- 6 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録をサービスの提供に係る居宅サービス計画を作成した指定居宅介護支援事業者に報告しなければならない。

第261条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 指定福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第273条中第4号を第8号とし、第3号を第4号とし、同号の次に次の3号を加える。

- (5) 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めるものとする。
- (6) 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。
- (7) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

第273条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うものとする。

第274条に次の1項を加える。

5 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、特定福祉用具販売計画の作成後、当該特定福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。

（沖縄県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正）

第7条 沖縄県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年沖縄県条例第24号）の一部を次のように改正する。

第55条の4第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第59条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第77条第1項第13号を同項第15号とし、同項第8号から第12号までを2号ずつ繰り下げ、同項第7号の次に次の2号を加える。

(8) 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

第77条第2項中「第12号」を「第14号」に、「第13号」を「第15号」に改め、同条第3項中「及び第10号から第13号」を「、第9号及び第12号から第15号」に改める。

第87条第1項第1号中「第2条」を「第2条第1項」に改め、「担当職員」の次に「及び同条第2項に規定する介護支援専門員」を、「サービス等をいう。」の次に「第251条第2項第4号及び第265条第1項第3号において同じ。」を加え、同項第13号を同項第16号とし、同項第9号から第12号までを3号ずつ繰り下げ、同項第8号を同項第9号とし、同号の次に次の2号を加える。

(10) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の

利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

- (11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

第87条第1項第7号を同項第8号とし、同項第6号中「第5号」を「第6号」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならないこと。

第87条第2項中「第12号」を「第15号」に、「第13号」を「第16号」に改める。

第96条第1項第7号を同項第9号とし、同項第4号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、同項第3号中「前号」を「第2号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

- (4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

第96条第2項第7号を同項第9号とし、同項第3号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、同項第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

- (4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

第96条第3項第4号を同項第6号とし、同項第3号を同項第5号とし、同項第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者

等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

第126条第1項第12号を同項第15号とし、同項第9号から第11号までを3号ずつ繰り下げ、同項第8号を同項第9号とし、同号の次に次の2号を加える。

(10) 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

(11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

第126条第1項第7号を同項第8号とし、同項第6号中「第5号」を「第6号」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならないこと。

第126条第2項中「第11号」を「第14号」に、「第12号」を「第15号」に改める。

第137条第1項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

第141条の次に次の1条を加える。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第141条の2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討

するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行う委員会を含む。）を定期的開催しなければならない。

第158条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第174条第1項第2号を削り、同項第3号中「（前号に該当するものを除く。）」を削り、同号を同項第2号とし、同項第4号中「前2号」を「前号」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とする。

第175条第1項第2号を削り、同項第3号中「（指定介護療養型医療施設であるものを除く。）」を削り、同号を同項第2号とし、同項中第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条第2項中「第3号」を「第2号」に、「第4号」を「第3号」に改める。

第176条中「、診療所」を「又は診療所」に改め、「又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成23年政令第375号）第1条の規定による改正前の介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。）」を削る。

第178条に次の1項を加える。

3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

第180条第2号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院」を削る。

第182条中「及び第141条」を「、第141条及び第141条の2」に改める。

第192条を次のように改める。

（設備）

第192条 介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所」とい

う。)の設備に関する基準は、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。)を有することとする。

2 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次に掲げる設備を有することとする。

(1) 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有しなければならないこと。

(2) 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、規則で定める基準を満たさなければならないこと。

3 前項に規定するもののほか、療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

4 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次に掲げる設備を有することとする。

(1) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所はユニット及び浴室を有しなければならないこと。

(2) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、規則で定める基準を満たさなければならないこと。

5 前項に規定するもののほか、療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

6 介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院に関するものに限る。)を有することとする。

7 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者が、ユニット型指定短期入所療養介護事業者(指定居宅サービス等基準条例第207条第1項に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業(指定居宅サービス等基準条例第205条に規定するユニット型指定短期入所療養介護の事業をいう。)とが同一の事業所において一体的に運営されている場合について

は、指定居宅サービス等基準条例第207条第1項から第6項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第195条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第196条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第211条の次に次の1条を加える。

(口腔衛生の管理)

第211条の2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔^{くわう}の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第215条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、規則で定める要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を知事に届け出なければならない。

4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医

療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第218条中「から第55条の11まで（第55条の9第2項を除く。）」を「から第55条の8まで、第55条の10から第55条の11まで」に、「及び第140条の2」を「、第140条の2及び第141条の2」に、「及び第55条の4第1項」を「、第55条の4第1項及び第55条の10の2」に、「同項」を「第55条の4第1項」に改める。

第235条中「から第55条の11まで（第55条の9第2項を除く。）」を「から第55条の8まで、第55条の10から第55条の11まで」に、「から第212条まで」を「から第211条まで、第212条」に改める。

第239条第1項中「介護保険法施行令」の次に「（平成10年政令第412号）」を加える。

第247条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第251条中第7号を第10号とし、第6号を第7号とし、同号の次に次の2号を加える。

(8) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

第251条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 法第8条の2第10項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具及び同条第11項に規定する特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具（以下「対象福祉用具」という。）に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択できることに

ついて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うものとする。

第252条第1項中「期間」の次に「、介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行う時期」を加え、同条第5項中「、当該介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）」を「、モニタリングを行うものとする。ただし、対象福祉用具に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討」に改める。

第265条中第5号を第9号とし、第4号を第5号とし、同号の次に次の3号を加える。

- (6) 対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めるものとする。
- (7) 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。
- (8) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

第265条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うものとする。

第266条に次の1項を加える。

- 5 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供

に当たっては、特定介護予防福祉用具販売計画の作成後、当該特定介護予防福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。

(沖縄県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第8条 沖縄県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成30年沖縄県条例第12号)の一部を次のように改正する。

第19条第1項中「協力病院」を「協力医療機関」に、「病院を」を「医療機関を」に改める。

第34条の見出し中「協力病院等」を「協力医療機関等」に改め、同条第1項中「協力病院」を「規則で定める要件を満たす協力医療機関」に改め、同条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

- 2 介護医療院は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。
 - 3 介護医療院は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
 - 4 介護医療院は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
 - 5 介護医療院は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該介護医療院に速やかに入所させることができるように努めなければならない。
- 第35条第1項中「協力病院」を「協力医療機関」に改め、「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。
- 3 介護医療院は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第40条の2の次に次の1条を加える。

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第40条の3 介護医療院は、当該介護医療院における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護医療院における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行う委員会を含む。）を定期的開催しなければならない。

第52条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型介護医療院の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

(沖縄県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第9条 沖縄県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（令和3年沖縄県条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第2項及び第3項を次のように改める。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間、第7条の規定による改正後の沖縄県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定居宅サービス等条例」という。）第3条第3項（新指定居宅サービス等条例第91条第1項に規定する指定居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。）及び第40条の2（新指定居宅サービス等条例第98条において準用する場合に限る。）並びに第8条の規定による改正後の沖縄県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新指定介護予防サービス等条例」という。）第3条第3項（新指定介護予防サービス等条例第89条第1項に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。）及び第55条の10の2（新指定介護予防サービス等条例第94条において準用する場合に限る。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ

ば」とし、新指定居宅サービス等条例第96条及び新指定介護予防サービス等条例第92条の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規定を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。））」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

- 3 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間、新指定居宅サービス等条例第32条の2（新指定居宅サービス等条例第98条において準用する場合に限る。）及び新指定介護予防サービス等条例第55条の2の2（新指定介護予防サービス等条例第94条において準用する場合に限る。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第6条中沖縄県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第72条第5号を同条第7号とし、同条第4号を同条第6号とし、同条第3号を同条第5号とし、同条第2号の次に2号を加える改正規定、同条例第85条第1項第5号を同項第7号とし、同項第4号を同項第6号とし、同項第3号を同項第5号とし、同項第2号の次に2号を加える改正規定、同条第2項の改正規定、同条例第86条第5項を改め、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項の次に1項を加える改正規定、同条例第95条第1項第7号を同項第9号とし、同項第4号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、同項第3号の次に2号を加える改正規定、同条第2項第7号を同項第9号とし、同項第3号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、同項第2号の次に2号を加える改正規定、同条第3項第4号を同項第6号とし、同項第3号を同項第5号とし、同項第2号の次に2号を加える改正規定、同条例第140条第4号を同条第6号とし、同条第3号を同条第5号とし、同条第2号の次に2号を加える改正規定及び同条例第141条第6項を改め、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項の次に1項を加える改正規定並びに第7条中沖縄県指定介護予防サービス等の事業

の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第77条第1項第13号を同項第15号とし、同項第8号から第12号までを2号ずつ繰り下げ、同項第7号の次に2号を加える改正規定、同条第2項及び第3項の改正規定、同条例第87条第1項第13号を同項第16号とし、同項第9号から第12号までを3号ずつ繰り下げ、同項第8号を同項第9号とし、同条の次に2号を加える改正規定、同条第1項第7号を同項第8号とし、同項第6号を改め、同条を同項第7号とし、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号の次に1号を加える改正規定、同条第2項の改正規定、同条例第96条第1項第7号を同項第9号とし、同項第4号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、同項第3号を改め、同条を同項第5号とし、同項第2号の次に2号を加える改正規定、同条第2項第7号を同項第9号とし、同項第3号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、同項第2号の次に2号を加える改正規定、同条第3項第4号を同項第6号とし、同項第3号を同項第5号とし、同項第2号の次に2号を加える改正規定、同条例第126条第1項第12号を同項第15号とし、同項第9号から第11号までを3号ずつ繰り下げ、同項第8号を同項第9号とし、同条の次に2号を加える改正規定、同項第7号を同項第8号とし、同項第6号を改め、同条を同項第7号とし、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号の次に1号を加える改正規定並びに同条第2項の改正規定は、同年6月1日から施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、第3条の規定による改正後の沖縄県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新軽費老人ホーム条例」という。）第29条第3項（新軽費老人ホーム条例附則第19項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条第3項中「軽費老人ホームは、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第4条の規定による改正後の沖縄県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定介護老人福祉施設条例」という。）第35条第3項（新指定介護老人福祉施設条例第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護老人福祉施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第5条の規定による改正後の介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「新介護老人保健施設条例」という。）第35条第3項（新介護老人保健施設条例第54条

において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「介護老人保健施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第6条の規定による改正後の沖縄県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新指定居宅サービス等条例」という。)第34条第3項(新指定居宅サービス等条例第42条の3、第47条、第59条、第63条、第79条、第89条、第98条、第113条、第115条、第135条、第146条、第168条(新指定居宅サービス等条例第181条において準用する場合を含む。))、第181条の3、第188条、第204条(新指定居宅サービス等条例第216条において準用する場合を含む。))、第237条及び第248条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「指定訪問介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、新指定居宅サービス等条例第261条第3項(新指定居宅サービス等条例第265条及び第276条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「指定福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第7条の規定による改正後の沖縄県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(以下「新指定介護予防サービス等条例」という。)第55条の4第3項(新指定介護予防サービス等条例第63条、第75条、第85条、第94条、第124条、第143条(新指定介護予防サービス等条例第160条において準用する場合を含む。))、第165条の3、第172条、第182条(新指定介護予防サービス等条例第197条において準用する場合を含む。))、第218条及び第235条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「指定介護予防訪問入浴介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、新指定介護予防サービス等条例第247条第3項(新指定介護予防サービス等条例第254条及び第263条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「指定介護予防福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第8条の規定による改正後の沖縄県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(以下「新介護医療院条例」という。)第35条第3項(新介護医療院条例第54条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「介護医療院は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」

とする。

(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)

- 3 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、新指定居宅サービス等条例第155条第6項（新指定居宅サービス等条例第181条の3及び第188条において準用する場合を含む。）、第174条第8項、第194条第6項及び第209条第8項並びに新指定介護予防サービス等条例第137条第3項（新指定介護予防サービス等条例第160条、第165条の3及び第172条において準用する場合を含む。）及び第178条第3項（新指定介護予防サービス等条例第197条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

- 4 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、第2条の規定による改定後の特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新特別養護老人ホーム条例」という。）第32条の3（新特別養護老人ホーム条例第43条、第49条及び第53条において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設条例第41条の3（新指定介護老人福祉施設条例第54条において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設条例第40条の3（新介護老人保健施設条例第54条において準用する場合を含む。）、新指定居宅サービス等条例第166条の2（新指定居宅サービス等条例第181条、第181条の3、第188条、第204条（新指定居宅サービス等条例第216条において準用する場合を含む。）及び第237条において準用する場合を含む。）、新指定介護予防サービス等条例第141条の2（新指定介護予防サービス等条例第160条、第165条の3、第172条、第182条（新指定介護予防サービス等条例第197条において準用する場合を含む。）及び第218条において準用する場合を含む。）及び新介護医療院条例第40条の3（新介護医療院条例第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「しなれば」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

(口腔衛生^{くわう}の管理に係る経過措置)

- 5 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新指定居宅サービス等条例第228条の2及び新指定介護予防サービス等条例第211条の2の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

(協力医療機関との連携に関する経過措置)

6 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、第1条の規定による改正後の沖縄県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第26条第1項、新特別養護老人ホーム条例第28条第1項（新特別養護老人ホーム条例第43条、第49条及び第53条において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設条例第34条第1項（新指定介護老人福祉施設条例第54条において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設条例第34条第1項（新介護老人保健施設条例第54条において準用する場合を含む。）及び新介護医療院条例第34条第1項（新介護医療院条例第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

令和6年2月14日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準等の一部が改正されたことに伴い、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を改める等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県介護保険法関係手数料条例の一部を改正する等の条例

(沖縄県介護保険法関係手数料条例の一部改正)

第1条 沖縄県介護保険法関係手数料条例（平成18年沖縄県条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表27の項を削る。

(沖縄県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の廃止)

第2条 沖縄県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年沖縄県条例第84号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月14日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

介護保険法の一部が改正され、介護療養型医療施設が廃止されることに伴い、関係条例の規定を整理する等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第65条第1項の規定に基づき、女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）において使用する用語の例による。

(基本方針)

第3条 女性自立支援施設は、入所者に対し、健全な環境のもとで、女性の人権に関する高い識見と専門性を有する職員により、社会において入所者の置かれた状況に応じた自立した生活を送るための支援を含め、適切な支援を行うよう努めなければならない。

2 女性自立支援施設においては、入所者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならない。

(基準の向上)

第4条 女性自立支援施設は、この条例で定める基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させるよう努めなければならない。

(構造設備の一般原則)

第5条 女性自立支援施設の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生に関する事項、入所者に対する危害の防止及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

(非常災害対策)

第6条 女性自立支援施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画（第16条第4項において「非常災害計画」という。）を策定しなければならない。

2 女性自立支援施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第7条 女性自立支援施設は、入所者の安全の確保を図るため、当該女性自立支援施設の設備の安全点検、職員等に対する施設外での活動、取組等を含めた女性自立支援施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員等の研修及び訓練その他女性自立支援施設における安全に関する事項についての計画（以下この条及び第16条第4項において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 女性自立支援施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 女性自立支援施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(苦情への対応)

第8条 女性自立支援施設は、その行った支援に関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 女性自立支援施設は、その行った支援に関し、知事から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 女性自立支援施設は、法第83条に規定する運営適正化委員会が行う法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(帳簿の整備)

第9条 女性自立支援施設は、設備、職員、会計及び入所者の支援の状況に関する帳簿を整備しなければならない。

(職員配置の基準)

第10条 女性自立支援施設に置くべき職員は次のとおりとする。ただし、調理業務の全部を委託する女性自立支援施設にあつては、第3号の職員を置かないことができる。

- (1) 施設長
- (2) 入所者の自立支援を行う職員
- (3) 栄養士又は調理員
- (4) 看護師又は心理療法担当職員
- (5) 事務員

(6) 施設のその他の業務を行うために必要な職員

2 前項各号に規定する職員の員数の基準は、規則で定める。

3 女性自立支援施設の職員は、専ら当該女性自立支援施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の支援に支障がない場合には、この限りでない。

(施設長の資格要件)

第11条 施設長は、施設を運営するに当たって女性の人権に関する高い識見と専門性を有する者であって、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

(1) 社会福祉主事の資格を有する者又は社会福祉事業若しくは困難な問題を抱える女性への支援に関する活動に3年以上従事した者であること。

(2) 罰金以上の刑に処せられたことのない者であること。

(3) 心身ともに健全な者であること。

(設備の基準)

第12条 女性自立支援施設の建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。次項において同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。次項において同じ。）としなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める要件を満たす木造かつ平屋建ての女性自立支援施設の建物であって、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 女性自立支援施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。

(1) 事務室

(2) 相談室

(3) 宿直室

(4) 居室

(5) 集会室兼談話室

(6) 静養室

(7) 医務室

(8) 作業室

(9) 食堂

- (10) 調理室
- (11) 洗面所
- (12) 浴室
- (13) 便所
- (14) 洗濯室
- (15) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備

4 前項各号に掲げる設備の基準は、規則で定める。

(秘密保持等)

第13条 女性自立支援施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 女性自立支援施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(自立支援等)

第14条 女性自立支援施設は、入所者の意向及び私生活を十分に尊重して、入所者の心身の健康の回復及び生活（就労及び就学を含む。）に関する支援等を行わなければならない。

2 女性自立支援施設は、入所者の個人の尊厳を保ち、心身の状況、本人の意思、希望及び自立に向けた意向を十分に踏まえた上で、施設における基本的な共同生活の考え方を示さなければならない。

3 女性自立支援施設は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、各入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならない。

(食事の提供)

第15条 食事は、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所者の身体的状況及び嗜好^しを考慮したものでなければならない。

2 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第16条 女性自立支援施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な

措置を講じなければならない。

- 2 女性自立支援施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 女性自立支援施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。
- 4 業務継続計画は、非常災害計画及び安全計画と一体のものとして策定することができる。

(保健衛生)

第17条 女性自立支援施設は、入所者については、毎年2回以上定期的に健康診断を行わなければならない。

- 2 女性自立支援施設は、居室その他入所者が常時使用する設備について、常に清潔にしなければならない。
- 3 女性自立支援施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品、衛生材料及び医療機械器具の管理を適正に行わなければならない。
- 4 女性自立支援施設は、当該女性自立支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施しなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第18条 女性自立支援施設は、当該女性自立支援施設の設置者が入所者に係る規則で定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を規則で定めるところにより管理しなければならない。

(関係機関との連携)

第19条 女性自立支援施設は、女性相談支援センター、女性相談支援員及び困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体のほか、福祉事務所（法に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第2条に規定する職業紹介機関をいう。）、職

業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（綜合法律支援法（平成16年法律第74号）第13条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第3条第1項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）、母子・父子福祉団体（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する母子・父子福祉団体をいう。）その他の関係機関及び母子・父子自立支援員（母子及び父子並びに寡婦福祉法第8条第1項に規定する母子・父子自立支援員をいう。）、民生委員（民生委員法（昭和23年法律第198号）第3条に規定する民生委員をいう。）、児童委員（児童福祉法第16条第1項に規定する児童委員をいう。）、保護司（保護司法（昭和25年法律第204号）第2条第1項に規定する保護司をいう。）その他の関係者と密接に連携しなければならない。

（電磁的記録）

第20条 女性自立支援施設は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

（規則への委任）

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（沖縄県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の廃止）

2 沖縄県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年沖縄県条例第86号）は、廃止する。

（施設長の任用に関する経過措置）

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の沖縄県婦人保護施設の設備及び運

営に関する基準を定める条例第10条の規定により施設長に任用されている者は、第11条の規定により任用された者とみなす。

令和6年2月14日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の制定により社会福祉法の一部が改正されたことに伴い、女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年沖縄県条例第85号）の一部を次のように改正する。

目次中「第15章 雑則（第113条・第114条）」を
「第15章 里親支援センター（第113条）
第16章 雑則（第119条・第120条）」
に改める。

第7条の3第1項及び第16条第1項中「及び児童家庭支援センター」を「、児童家庭支援センター及び里親支援センター」に改める。

第30条中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第33条中「乳幼児について」の次に「、年齢、発達の状況その他の当該乳幼児の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、乳幼児の意見又は意向」を加える。

第35条中「児童家庭支援センター」の次に「、里親支援センター」を加える。

第38条中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第41条中「母子について」の次に「、年齢、発達の状況その他の当該母子の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、母子それぞれの意見又は意向」を加える。

第44条中「児童家庭支援センター」の次に「、里親支援センター」を加え、「売春防止法（昭和31年法律第118号）第34条第1項に規定する婦人相談所、同法第36条に規定する婦人保護施設」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第9条第1項に規定する女性相談支援センター、同法第12条第1項に規定する女性自立支援施設」に改める。

第49条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第59条中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第63条中「児童について」の次に「、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、児童の意見又は意向」を加える。

第66条中「児童家庭支援センター」の次に「、里親支援センター」を加える。

第82条第1項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に、「それぞれを」を「それぞれ」に改める。

第93条中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第95条中「児童について」の次に「、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、児童の意見又は意向」を加える。

第98条中「児童家庭支援センター」の次に「、里親支援センター」を加える。

第101条第1項中「厚生労働省組織規則（平成13年厚生労働省令第1号）第622条に規定する児童自立支援専門員養成所（以下「養成所」という。）」を「こども家庭庁組織規則（令和5年内閣府令第38号）第16条に規定する人材育成センター（以下「人材育成センター」という。）」に改め、同項第3号及び第4号中「養成所」を「人材育成センター」に改め、同条第2項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第105条中「児童について」の次に「、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、児童の意見又は意向」を加える。

第108条中「児童家庭支援センター」の次に「、里親支援センター」を加える。

第112条第2項中「売春防止法第35条第1項及び第2項に規定する婦人相談員」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第11条第1項及び第2項に規定する女性相談支援員」に改める。

第15章中第113条を第119条とし、第114条を第120条とする。

第15章を第16章とする。

第14章の次に次の1章を加える。

第15章 里親支援センター

（設備の基準）

第113条 里親支援センターには事務室、相談室等の里親及び里親に養育される児童並びに里親になろうとする者（次条第3項第3号において「里親等」という。）が訪問できる設備その他事業を実施するために必要な設備を設けなければならない。

（職員）

第114条 里親支援センターには、里親制度等普及促進担当者、里親等支援員及び里親研修等担当者を置かなければならない。

2 里親制度等普及促進担当者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者
- (2) 里親として5年以上の委託児童（法第27条第1項第3号の規定により里親に委託された児童をいう。以下この条及び次条第2号において同じ。）の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等（児童福祉法施行規則第1条の10に規定する養育者等をいう。以下この条及び次条第2号において同じ。）若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者
- (3) 里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進及び新たに里親になることを希望する者の開拓に関して、知事が前2号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

3 里親等支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者
- (2) 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者
- (3) 里親等への支援の実施に関して、知事が前2号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

4 里親研修等担当者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者
- (2) 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者
- (3) 里親及び里親になろうとする者への研修の実施に関して、知事が前2号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

（里親支援センターの長の資格等）

第115条 里親支援センターの長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、法第11条第4項に規定する里親支援事業の業務の十分な経験を有する者であって、里親支援センター

を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

- (1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者
- (2) 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者
- (3) 知事が前2号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者
(里親支援)

第116条 里親支援センターにおける支援は、里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進、新たに里親になることを希望する者の開拓、里親、小規模住居型児童養育事業に従事する者及び里親になろうとする者への研修の実施、法第27条第1項第3号の規定による児童の委託の推進、里親、小規模住居型児童養育事業に従事する者、里親又は小規模住居型児童養育事業に従事する者に養育される児童及び里親になろうとする者への支援その他の必要な支援を包括的に行うことにより、里親に養育される児童が心身ともに健やかに育成されるよう、その最善の利益を実現することを目的として行わなければならない。

(業務の質の評価等)

第117条 里親支援センターは、自らその行う法第44条の3第1項に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(関係機関との連携)

第118条 里親支援センターの長は、県、市町村、児童相談所及び里親に養育される児童の通学する学校並びに必要な応じ児童福祉施設、児童委員等関係機関と密接に連携して、里親等への支援に当たらなければならない。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第30条、第38条、第49条、第59条、第82条第1項、第93条及び第101条の改正規定は、公布の日から施行する。

令和6年2月14日提出

理 由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を改める等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県安心こども基金条例の一部を改正する条例

沖縄県安心こども基金条例（平成21年沖縄県条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和6年3月31日」を「令和12年3月31日」に改める。

附則に次の1項を加える。

（処分の特例）

- 3 基金は、第6条の規定にかかわらず、その属する現金を国庫に返納する場合に、その一部を処分することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年2月14日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

子どもを安心して育てることができる体制を整備するための事業を実施するため、基金の設置期間を延長する等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例

沖縄県子ども・子育て会議設置条例（平成25年沖縄県条例第63号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

沖縄県こども・子育て会議設置条例

第1条から第3条までを次のように改める。

（設置）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、沖縄県こども・子育て会議（以下「こども・子育て会議」という。）を置く。

（担任する事務）

第2条 こども・子育て会議は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項の規定によりその権限に属させられた事項に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第4項第1号及び第2号に掲げる事務の処理に関すること。
- (3) こども基本法（令和4年法律第77号）第10条第1項に規定するこども施策についての計画に関すること。

（組織）

第3条 こども・子育て会議は、委員55人以内で組織する。

2 委員は、こどもを養育する者、学識経験者、こどもに関する支援を行う民間団体その他の関係者のうちから、知事が任命する。

第5条及び第6条中「子ども・子育て会議」を「こども・子育て会議」に改める。

第7条第1項中「子ども・子育て会議」を「こども・子育て会議」に改め、同条に次の1項を加える。

6 こども・子育て会議は、その定めるところにより、部会の議決をもってこども・子育て会議の議決とすることができる。

第8条及び第9条中「子ども・子育て会議」を「こども・子育て会議」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

2 沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年沖縄県条例第49号）の一部を次のように改正する。

第4条中「沖縄県子ども・子育て会議」を「沖縄県こども・子育て会議」に改める。

令和6年2月14日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

こども基本法が施行されたことを踏まえ、沖縄県子ども・子育て会議の担任する事務にこども施策についての計画に関する事項を加える等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の 一部を改正する条例

(沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年沖縄県条例第85号）の一部を次のように改正する。

目次中 「第10章 福祉型児童発達支援センター（第81条—第86条）」を「第10章 児童発達支援センター（第81条—第86条）」に改める。
「第11章 医療型児童発達支援センター（第87条—第90条）」を「第11章 児童発達支援センター（第81条—第86条）」に改める。

第2条中「指導」を「指導又は支援」に改める。

第67条第3号ア及び第4号中「訓練室」を「支援室」に改め、同条第5号中「肢体不自由」を「肢体不自由（法第6条の2の2第2項に規定するものをいう。以下同じ。）」に改め、同号ア中「訓練室及び屋外訓練場」を「支援室及び屋外遊戯場」に改める。

第68条第9項中「心理指導を」を「心理支援を」に、「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改め、同条第10項中「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改める。

第76条第1項第1号中「訓練室」を「支援室」に改め、同項第3号中「屋外訓練場」を「屋外遊戯場」に、「指導」を「支援」に改める。

第77条第4項中「心理指導」を「心理支援」に改める。

「第10章 福祉型児童発達支援センター」を「第10章 児童発達支援センター」に改める。

第81条を次のように改める。

(設備の基準)

第81条 児童発達支援センターの設備の基準は、発達支援室、遊戯室、屋外遊戯場（児童発達支援センターの付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）、医務室、相談室、調理室、便所、静養室並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を規則で定めるところにより、設けることとする。

2 児童発達支援センターにおいて、肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、前項に規定する設備（医務室を除く。）の基準に加えて、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けることとする。

第82条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「をいう。第88条第2項において同じ」を「をいう」に、「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。）」を「児童発達支援センター」に改め、同項第3号から第5号までの規定中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 児童発達支援センターにおいて、肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、前項に規定する職員（嘱託医を除く。）に加えて、医療法に規定する診療所として必要な職員を置かなければならない。

第83条及び第84条中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改める。

第85条を次のように改める。

第85条 削除

第86条を次のように改める。

（心理学的及び精神医学的診査）

第86条 児童発達支援センターにおいて障害児に対して行う心理学的及び精神医学的診査は、児童の福祉に有害な実験にわたってはならない。

第11章を次のように改める。

第11章 削除

第87条から第90条まで 削除

（沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第2条 沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年沖縄県条例第27号）の一部を次のように改正する。

「第3章 医療型児童発達支援

第1節 基本方針（第62条）

目次中 第2節 人員に関する基準（第63条・第64条）を「第3章 削除」に改

第3節 設備に関する基準（第65条）

第4節 運営に関する基準（第66条—第71条）」

める。

第2条第1項中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

第3条の見出し及び同条中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

第5条中「指導及び訓練」を「支援をし、又はこれに併せて治療（上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童に対して行われるものに限る。以下同じ。）」に改める。

第7条第3項及び第4項を削り、同条中第5項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前2項に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、医療法（昭和23年法律第205号）に規定する診療所として必要とされる数の従業者を置かなければならない。

第8条中「同一敷地内にある他の」を「当該指定児童発達支援事業所以外の」に改める。

第10条第1項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同条第2項中「指導訓練室」を「発達支援室」に、「訓練に」を「支援に」に改める。

第11条第1項中「指導訓練室」を「発達支援室」に、「含む。以下この項において同じ」を「含む」に、「及び便所」を「、便所、静養室」に改め、同項ただし書きを削り、同条第2項を次のように改める。

2 指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、前項に規定する設備（医務室を除く。）に加えて、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けなければならない。

第11条第3項中「場合は」を「場合は、前項に掲げる設備を除き」に改める。

第12条中「重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所」の次に「（児童発達支援センターであるものを除く。）」を加える。

第24条第2項を次のように改める。

2 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の支払を受けるものとする。

(1) 次号に掲げる場合以外の場合当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額

(2) 治療を行う場合前号に掲げる額のほか、当該指定児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療（食事療養（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第2項第1号に規定する食事療養をいう。）を除く。以下同じ。）に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額

第25条中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

第26条第1項中「指定児童発達支援に係る障害児通所給付費」を「指定児童発達支援に係る障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費」に、「当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費の額」を「当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費の額」に改める。

第27条第5項中「前項の評価及び改善の内容をインターネット」を「自己評価及び保護者評価並びに前項に規定する改善の内容を、保護者に示すとともに、インターネット」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項中「自ら評価」を「指定児童発達支援事業所の従事者による評価を受けた上で、自ら評価（以下この条において「自己評価」という。）」に、「保護者」を「通所給付決定保護者（以下この条において「保護者」という。）」に、「評価を受けて」を「評価（以下この条において「保護者評価」という。）を受けて」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第3項を第5項とし、第2項を第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援（治療に係る部分を除く。以下この条及び次条において同じ。）の確保並びに次項に規定する指定児童発達支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行わなければならない。

第27条第1項の次に次の1項を加える。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。

第27条の次に次の2条を加える。

第27条の2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに指定児童発達支援プログラム（前条第4項に規定する領域との関連性を明確にした指定児童発達支援の実施に関する計画をいう。）を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（障害児の地域社会への参加及び包摂の推進）

第27条の3 指定児童発達支援事業者は、障害児が指定児童発達支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加及び包摂（以下「インクルージョン」という。）の推進に努めなければならない。

第28条第2項中「行い」を「行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう」に改め、同条第4項中「課題、」を「課題、第27条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」に改め、同条第5項中「障害児」を「障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障害児」に改め、同条第7項中「通所給付決定保護者」の次に「及び当該通所給付決定保護者に対して指定障害児相談支援（法第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を提供する者」を加える。

第29条に次の1項を加える。

2 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。

第31条の見出し及び同条中「指導、訓練等」を「支援」に改める。

第36条中「特例障害児通所給付費」の次に「又は肢体不自由児通所医療費」を加える。

第40条中「指導訓練室」を「発達支援室」に改める。

第41条の2第3項中「保護者」を「通所給付決定保護者」に改める。

第43条中「指定児童発達支援事業者は」を「指定児童発達支援事業者（治療を行うものを除く。）は」に改める。

第57条第1項中「指導訓練」を「発達支援」に改め、同条第2項中「指導訓練」を「発達支援」に、「訓練に」を「支援に」に改める。

第3章を次のように改める。

第3章 削除

第62条から第71条まで 削除

第72条中「必要な訓練」を「必要な支援」に、「指導及び訓練」を「支援」に改める。

第75条第1項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同条第2項中「指導訓練室」を「発達支援室」に、「訓練に」を「支援に」に改める。

第80条第1項中「指導訓練」を「発達支援」に、同条第2項中「指導訓練」を「発達支援」に、「訓練に」を「支援に」に改める。

第81条の3第2項中「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に、「基本的な動作の指導、知識技能の付与」を「基本的な動作及び知識技能の習得」に、「訓練その他の支援（以下「訓練等」を「支援その他の支援（以下この項において単に「支援」に、「及び当該障害児の訓練等」を「並びに当該障害児の支援」に、「対して訓練等」を「対して支援」に、「その他職業訓練又は」を「その他職業訓練若しくは」に改める。

第81条の9中「第4項及び第5項」を「第6項及び第7項」に、「第28条から」を「第27条の2、第28条から」に、「第48条、第50条、第51条」を「第48条から第51条まで」に、「、第53条から第55条まで及び第70条の2」を「及び第53条から第55条まで」に、「居宅訪問型児童発達支援計画」を「居宅訪問型児童発達支援計画」と、第28条第4項中「第27条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「第27条第4項に規定する領域との関連性を踏まえた」と、第49条第1項中「行われなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」に改める。

第89条中「第4項及び第5項」を「第4項」に、「第28条から」を「第27条の3、第28条から」に、「第48条、第50条、第51条」を「第48条から第51条まで」に、「、第70条の2及び」を「及び」に、「第27条第1項及び第28条」を「第27条第1項」に改め、「保育所等訪問支援計画」との次に「、第27条第6項中「を受けて」とあるのは「及び当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問

する施設（以下「訪問先施設」という。）による評価（以下「訪問先施設評価」という。）を受けて」と、同条第7項中「自己評価及び保護者評価」とあるのは「自己評価、保護者評価及び施設評価」と、「保護者に示す」とあるのは「保護者及び訪問先施設に示す」と、第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第28条第4項中「第27条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「インクルージョンの観点を踏まえた」と、同条第5項中「担当者等」とあるのは「担当者及び当該障害児に係る訪問先施設の担当者等」とを、「従業者の勤務の体制」との次に「、第49条第1項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と」を加える。

第90条中「第7条、第63条」を「第7条」に改め、「、第63条第1項中「事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。））」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第2項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と」を削る。

第92条第1項中「、第66条及び」を「及び」に改め、同条第2項中「、第66条及び」を「及び」に改め、「、指定医療型児童発達支援」及び「、指定医療型児童発達支援の事業」を削り、同条第3項及び第4項中「、第66条及び」を「及び」に改める。

第93条第1項中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改め、「、第71条」を削り、同条第2項中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

（沖縄県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第3条 沖縄県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年沖縄県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第24条の24第2項」を「第24条の24第3項」に改める。

第3条第1項中「を作成」を「及び障害児（15歳以上の障害児に限る。）が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）その他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な事項を定めた計画（以下「移行支援計画」という。）を作成」に改め、同条第3項中「、障害者の日常生活及び社会生活を総

合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（第47条において「障害福祉サービス」という。）を行う者」を「、障害福祉サービスを行う者」に改める。

第5条第2項中「心理指導を」を「心理支援を」に、「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改め、同条第3項中「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改める。

第6条第2項第2号及び第3号中「訓練室」を「支援室」に、同項第4号中「訓練室、屋外訓練場」を「支援室、屋外遊戯場」に改める。

第21条第1項中「入所支援計画」を「入所支援計画及び移行支援計画」に改め、同条中第3項を第5項とし、第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

- 2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児ができる限り良好な家庭的環境において指定入所支援を受けることができるよう努めなければならない。
- 3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。

第22条第2項中「以下、この条において」を「以下」に、「行い、」を「行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう」に改め、同条第5項中「当たっては」の次に「、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（移行支援計画の作成等）

第22条の2 指定福祉型障害児入所施設の管理者は、児童発達支援管理責任者に移行支援計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、アセスメントを行い、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な支援内容の検討をしなければならない。
- 3 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する

上で必要な取組、当該支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した移行支援計画の原案を作成しなければならない。

4 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成後、移行支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、移行支援計画の見直しを行い、必要に応じて移行支援計画の変更を行うものとする。

5 前条第3項及び第5項から第7項までの規定は、第2項に規定する移行支援計画の作成について準用する。

6 前条第3項、第5項から第7項まで及び第9項並びに第2項及び第3項の規定は、第4項に規定する移行支援計画の変更について準用する。

第23条に次の1項を加える。

2 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。

第26条の見出し及び同条中「指導、訓練等」を「支援」に改める。

第40条に次の2項を加える。

3 指定福祉型障害児入所施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において単に「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 指定福祉型障害児入所施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第53条第1項第3号中「心理指導」を「心理支援」に改める。

第54条第1項第2号中「訓練室」を「支援室」に改め、同条第2項第2号中「屋外訓練場」を「屋外遊戯場」に、「指導」を「支援」に改める。

（沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第4条 沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年沖縄県条例第29号）の一部を次のように改正する。

目次中「第159条の4」を「第159条の5」に改める。

第2条中「、指定通所支援基準条例第62条に規定する指定医療型児童発達支援の事業」を削る。

第7条中「同一敷地内にある他の」を「当該指定居宅介護事業所以外の」に改める。

第26条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 指定居宅介護の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮すること。

第27条第2項中「当該居宅介護計画を」の次に「利用者及びその同居の家族並びに当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援（法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援をいう。以下同じ。）又は指定障害児相談支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を行う者（以下これらを総称して「指定特定相談支援事業者等」という。）に」を加え、同条第3項中「居宅介護計画作成後」を「第1項の居宅介護計画の作成後」に改める。

第31条に次の1項を加える。

4 サービス提供責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第46条中「同一敷地内にある他の」を「当該基準該当居宅介護事業所以外の」に改める。

第51条第2項中「（昭和22年法律第164号）」を削り、同条第3項中「第6条の2の2第3項」を「第7条第2項」に改める。

第59条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第60条第10項中「第7項」を「第8項」に、「第8項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、同条第7項中「利

用者」の次に「及び指定特定相談支援事業者等」を加え、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「当たっては、」を「当たっては、利用者及び当該」に、「開催し、」を「開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「を行い」を「を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同項の次に次の1項を加える。

3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

第61条に次の1項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第80条第1項第2号及び第2項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第87条の2第1項中「障害者就業・生活支援センター」の次に「（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）」を加える。

第95条の4第1号及び第2号中「第149条の3」を「第149条の4」に改める。

第106条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定短期入所事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第120条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定重度障害者等包括支援事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第121条第2項中「当該重度障害者等包括支援計画を」の次に「利用者及びその同居の家族並びに指定特定相談支援事業者等に」を加える。

第123条中「、第30条」を「から第31条まで」に改める。

第143条第1項第1号及び第2項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第149条中「同条第8項中」を「同条第9項中」に改める。

第149条の4を第149条の5とし、第149条の3を第149条の4とし、第149条の2の次に次の1条を加える。

(共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者の基準)

第149条の3 共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者（指定居宅サービス等基準条例第137条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所リハビリテーション事業所（指定居宅サービス等基準条例第137条第1項に規定する指定居宅サービス等基準条例をいう。以下同じ。）の専用の部屋等の面積について、規則で定める基準を満たすこと。
- (2) 指定通所リハビリテーション事業所の従業者の員数について、規則で定める基準を満たすこと。
- (3) 共生型自立訓練（機能訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第150条第1項中「基準該当障害福祉サービス（」の次に「第150条の3に規定する病院等基準該当自立訓練（機能訓練）及び」を加え、同項第1号中「指定通所介護事業者等」の次に「又は指定通所リハビリテーション事業者」を加え、「指定通所介護等」を「指定通所介護等又は指定通所リハビリテーション」に改め、同項第2号中「機能訓練室」の次に「又は指定通所リハビリテーション事業所の専用の部屋等」を加え、同項第3号中「指定通所介護事業所等」の次に「又は指定通所リハビリテーション事業所」を加える。

第150条の2の次に次の1条を加える。

(病院又は診療所における基準該当障害福祉サービス（自立訓練）に関する基準)

第150条の3 地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立

訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して病院又は診療所（以下「病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が行う自立訓練（機能訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（以下この条において「病院等基準該当自立訓練（機能訓練）」という。）に関して病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業者が満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を行う事業所の専用の部屋等の面積について、規則で定める基準を満たすこと。
- (2) 病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を行う事業所の従業者の員数について、規則で定める基準を満たすこと。
- (3) 病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第159条及び第172条中「同条第8項中」を「同条第9項中」に改める。

第190条中「第147条」の次に「、第180条第6項」を、「第190条において準用する前条」との次に「、第180条第6項中「賃金及び第3項に規定する工賃」とあるのは「第189条第1項の工賃」と」を加える。

第194条中「第147条」の次に「、第180条第6項」を、「第194条において準用する前条」との次に「、第180条第6項中「賃金及び第3項に規定する工賃」とあるのは「第193条第1項の工賃」と」を加える。

第194条の6に次の1項を加える。

- 2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第194条の7を次のように改める。

（実施主体）

第194条の7 指定就労定着支援事業者は、生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたもの又は障害者就業・生活支援センターでなければならない。

第194条の17を次のように改める。

第194条の17 削除

第194条の18の見出し中「訪問」を「訪問等」に改め、同条中「おおむね週に1回以上、利用者」を「定期的に利用者」に改め、「訪問することにより」の次に「、又はテレビ電話装置等を活用して」を加える。

第194条の20中「第194条の20において準用する次条第1項」との次に「、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは、「第194条の20において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と」を加え、「同条第8項中」を「同条第9項中」に改める。

第195条中「又は食事の介護」を「若しくは食事の介護」に改め、「効果的に」の次に「行い、又はこれに併せて、居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき当該日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談、住居の確保に係る援助その他居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に」を加える。

第198条の2第3項中「援助を」の次に「行い、又はこれに併せて居宅における自立した日常生活への移行後の定着に必要な援助」を加える。

第198条の5中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定共同生活援助事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第198条の6に次の1項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定支援が行われるよう努めなければならない。

第198条の6の次に次の1条を加える。

(地域との連携等)

第198条の7 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるもの

とする。以下この条及び第210条の10において「地域連携推進会議」という。)を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、当該地域連携推進会議の構成員が指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前3項の規定は、指定共同生活援助事業者がその提供する指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。

第200条の4に次の2項を加える。

3 指定共同生活援助事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第201条中「、第76条」を削る。

第201条の2中「入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助」を「相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助」に改める。

第201条の3中「又は食事の介護」を「若しくは食事の介護」に改め、「日常生活上の援助」の次に「又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助」を加える。

第201条の10を次のように改める。

(地域との連携等)

第201条の10 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域連携推進会議を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、当該地域連携推進会議の構成員が日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。

4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前3項の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者がその提供する日中サービス支援型指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として知事が定めるもの（次項に規定するものを除く。）を講じている場合には、適用しない。

6 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会その他知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの（以下「協議会等」という。）に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況及び第2項の報告、要望、助言等の内容又は前項の評価の結果等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

7 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前項の協議会等における報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しなければならない。

第201条の11中「、第76条」を削り、「第198条の6」を「第198条の7」に改める。

第201条の12中「相談その他の日常生活上の援助」の次に「又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助」を加える。

第201条の13中「又は食事の介護」を「若しくは食事の介護」に改め、「日常生活上の援助」の次に「又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助」を加える。

第201条の22中「、第76条」を削り、「第198条の6」を「第198条の7」に改める。

第202条第1項中「、指定医療型児童発達支援事業所（指定通所支援基準条例第63条に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。）」を削り、同条第2項中「、指定医療型児童発達支援事業所」を削る。

第207条第1項第3号及び第2項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第208条中「従事させ」の次に「、又は当該特定基準該当障害福祉サービス事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させ」を加える。

第210条中「同条第8項中」を「同条第9項中」に改める。

第211条中「、第159条の4」を「、第159条の5」に改める。

附則第6項中「同条第4項中」を「同条第5項中」に改める。

附則第8項及び第9項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

（沖縄県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第5条 沖縄県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年沖縄県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の2項を加える。

4 指定障害者支援施設等は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。

5 指定障害者支援施設等は、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。

第5条中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第26条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定障害者支援施設等は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことがで

きるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第27条第10項中「第7項」を「第8項」に、「第8項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、同条第7項中「利用者」の次に「及び当該利用者に対して指定計画相談支援（法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援をいう。）を行う者」を加え、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「当たっては、利用者」を「当たっては、利用者及び当該利用者」に改め、「担当者等」の次に「（地域移行等意向確認担当者を含む。）」を加え、「開催し、前項」を「開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、前項」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「を行い」を「を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、「検討をしなければならない」の次に「。この場合において、サービス管理責任者は、第28条の3第1項の地域移行等意向確認担当者（以下「地域移行等意向確認担当者」という。）が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとする」を加え、同項の次に次の1項を加える。

3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

第28条に次の1項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第28条の次に次の2条を加える。

（地域との連携等）

第28条の2 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる

ものとする。) (以下この条において「地域連携推進会議」という。)を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 指定障害者支援施設等は、前項に規定する地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議の構成員が指定障害者支援施設等を見学する機会を設けなければならない。

4 指定障害者支援施設等は、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前3項の規定は、指定障害者支援施設等がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。

(地域移行等意向 確認担当者の選任等)

第28条の3 指定障害者支援施設等は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認(以下この条において「地域移行等意向確認等」という。)を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。

2 地域移行等意向確認担当者は、前項の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を第27条第6項に規定する施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。

3 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。

第51条に次の2項を加える。

3 指定障害者支援施設等は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定

する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

- 4 指定障害者支援施設等は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第58条を次のように改める。

第58条 削除

(沖縄県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第6条 沖縄県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年沖縄県条例第31号)の一部を次のように改正する。

第2条中「、医療型児童発達支援(同条第3項に規定する医療型児童発達支援をいう。)の事業」を削り、「同条第4項」を「同条第3項」に、「同条第5項」を「同条第4項」に、「同条第6項」を「同条第5項」に改める。

第16条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

第17条第10項中「第7項」を「第8項」に、「第8項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、同条第7項中「利用者」の次に「及び当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援(法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援をいう。以下同じ。)又は指定障害児相談支援(児童福祉法第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援をいう。)を行う者(以下これらを総称して「指定特定相談支援事業者等」という。)」を加え、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「当たっては、利用者に対する療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議(テレビ電話装置)」を「係る会議(利用者及び当該利用者に対する療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置)」に、「開催し、前項」を「開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、前項」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同

条第2項中「行い」を「行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同項の次に次の1項を加える。

3 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

第18条に次の1項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第39条第1項第3号及び第2項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第52条第1項第2号及び第2項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第54条中「第63条」を「第61条の2」に改める。

第55条及び第60条中「同条第8項」を「同条第9項」に改める。

第61条の次に次の1条を加える。

(規模)

第61条の2 就労移行支援の事業を行う者（以下「就労移行支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労移行支援事業所」という。）は、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

第63条中「就労移行支援の事業を行う者（以下「就労移行支援事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「就労移行支援事業所」という。）に」を「就労移行支援事業所に」に改める。

第69条中「から第38条まで」を「から第36条まで、第38条」に、「同条第8項」を「同条第9項」に改め、「第37条ただし書き及び」を削る。

第88条中「、指定医療型児童発達支援（指定通所支援基準条例第62条に規定する指定医療型児童発達支援をいう。）の事業」を削る。

(沖縄県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第7条 沖縄県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年沖縄県条例第32号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の2項を加える。

4 障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。

5 障害者支援施設は、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等（法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。以下同じ。）の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。

第11条中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第18条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 障害者支援施設は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

第19条第10項中「第7項」を「第8項」に、「第8項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、同条第7項中「利用者」の次に「及び当該利用者に対して指定計画相談支援（法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援をいう。）を行う者」を加え、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「当たっては、利用者」を「当たっては、利用者及び当該利用者」に、「を招集して行う会議（テレビ電話装置）」を「（地域移行等意向確認担当者を含む。）を招集して行う会議をいい（テレビ電話装置）」に、「開催し、前項」を「開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、前項」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「を行い」を「を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、「しなければならない」の次に「。この場合において、サービス管理責任者は、第19条の3第1項の地域移行等意向確認担当者（以下「地域移行等意向確認担当者」という。）が把握した利用者

の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとする」を加え、同項の次に次の1項を加える。

- 3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

第20条に次の1項を加える。

- 2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第20条の次に次の2条を加える。

(地域との連携等)

第20条の2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

- 2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）（以下この条において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。
- 3 障害者支援施設は、前項に規定する地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議の構成員が障害者支援施設を見学する機会を設けなければならない。
- 4 障害者支援施設は、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。
- 5 前3項の規定は、障害者支援施設がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。

(地域移行等意向確認担当者の選任等)

第20条の3 障害者支援施設は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者

の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認（以下この条において「地域移行等意向確認等」という。）を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。

2 地域移行等意向確認担当者は、前項の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を第18条第6項に規定する施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。

3 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。

第40条に次の2項を加える。

3 障害者支援施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 障害者支援施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第44条を次のように改める。

第44条削除

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号。以下「一部改正法」とい

う。) 附則第11条の規定により、一部改正法第2条の規定による改正後の児童福祉法(以下「新児童福祉法」という。)第43条に規定する児童発達支援センターを設置しているものとみなされているものについては、第1条の規定による改正後の沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新児童福祉施設基準条例」という。)第81条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例による。

3 一部改正法附則第11条の規定により新児童福祉法第43条に規定する児童発達支援センターを設置しているものとみなされているものについては、新児童福祉施設基準条例第82条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例による。

4 この条例の施行の際現に設置している第1条の規定による改正前の沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「旧児童福祉施設基準条例」という。)第81条第4号に規定する主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び同条第4号に規定する主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターについては、新児童福祉施設基準条例第81条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例による。

5 この条例の施行の際現に設置している旧児童福祉施設基準条例第81条第4号に規定する主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達センター及び同条第3号に規定する主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターについては、新児童福祉施設基準条例第82条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例による。

6 一部改正法附則第4条第1項の規定により新児童福祉法第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされているものについては、第2条の規定による改正後の沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新指定通所支援基準条例」という。)第7条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例による。

7 一部改正法附則第4条第1項の規定により新児童福祉法第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされているものについては、新指定通所支援基準条例第11条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例による。

8 この条例の施行の際現に指定を受けている第2条の規定による改正前の沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「旧指定通所支援基準条例」という。)第7条第3項に規定する主として難聴児を通わせる指定児童

発達支援事業所及び同条第4項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所については、新指定通所支援基準条例第7条及び第12条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例による。

9 この条例の施行の際現に指定を受けている旧指定通所支援基準条例第7条第3項に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所及び同条第4項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所については、新指定通所支援基準条例第11条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例による。

10 新指定通所支援基準条例第27条の2（新指定通所支援基準条例第55条の5、第59条、第78条、第78条の2、第81条及び第81条の9において準用する場合を含む。）の規定の適用については、令和7年3月31日までの間、第27条の2中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。

11 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、第4条の規定による改正後の沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定障害福祉サービス基準条例」という。）第198条の7（新指定障害福祉サービス基準条例第201条の22において準用する場合を含む。以下同じ。）及び第201条の10の規定の適用については、新指定障害福祉サービス基準条例第198条の7第2項及び第3項並びに第201条の10第2項及び第3項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、新指定障害福祉サービス基準条例第198条の7第4項及び第201条の10第4項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。

12 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、第5条の規定による改正後の沖縄県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定障害者支援施設基準条例」という。）第28条の2の規定の適用については、同条第2項及び第3項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、同条第4項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。

13 この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間、新指定障害者支援施設基準条例第28条の3の規定の適用については、同条第1項中「選任しなければ」とあるのは「選任するよう努めなければ」と、同条第2項中「報告しなければ」とあるのは「報告するよう努めなければ」とする。

14 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、第7条の規定による改正後の沖縄県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新障害者支援施

設基準条例」という。) 第20条の2の規定の適用については、同条第2項及び第3項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、同条第4項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。

15 この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間、新障害者支援施設基準条例第20条の3の規定の適用については、同条第1項中「選任しなければ」とあるのは「選任するよう努めなければ」と、同条第2項中「報告しなければ」とあるのは「報告するよう努めなければ」とする。

令和6年2月14日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部が改正されたことに伴い、児童福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を改める等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県北部地域及び離島等緊急医師確保対策基金条例の一部を改正する条例

沖縄県北部地域及び離島等緊急医師確保対策基金条例（平成26年沖縄県条例第52号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成36年3月31日」を「令和12年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年2月14日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

北部地域及び離島等における医師の確保を目的とする事業を引き続き実施するため、基金の設置期間を延長する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

沖縄県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成20年沖縄県条例第15号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（処分の特例）

2 基金は、当分の間、第7条の規定にかかわらず、法附則第14条の規定により、その一部を処分することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年2月14日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

沖縄県後期高齢者医療広域連合に対する保険料率の増加の抑制を図るための交付金の交付を行うに当たり、基金の処分の特例に関する事項を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県立農業大学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する 条例

沖縄県立農業大学校の設置及び管理に関する条例（昭和59年沖縄県条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「名護市大北一丁目15番9号」を「宜野座村字松田2982番地24」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月14日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

沖縄県立農業大学校の位置を改める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県漁港管理条例の一部を改正する条例

沖縄県漁港管理条例（昭和50年沖縄県条例第33号）の一部を次のように改正する。

第1条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第15条第1項中「採取又は」を「採取若しくは」に改め、「受けた者」の次に「又は法第43条第4項に規定する認定計画実施者（法第44条第1項に規定する認定計画において法第42条第2項第2号及び第3号に掲げる事項（水面又は土地の占有に係るものに限る。）又は法第50条第1項各号に掲げる事項を定めた者に限る。）」を加え、同項ただし書中「同条第4項」を「法第39条第4項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月14日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

漁港漁場整備法の一部が改正されたことに伴い、漁港施設等活用事業の実施計画の認定を受けた者に係る占有料の徴収根拠を定める等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県火薬類製造業許可、高圧ガス製造許可申請等手数料条例の一部を改正する条例

沖縄県火薬類製造業許可、高圧ガス製造許可申請等手数料条例（平成12年沖縄県条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1の項中「高圧ガスの製造をするもの 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める金額」の次に「（当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第1項の許可を受けた者の許可の申請に対する審査にあつては、6,000円）」を加える。

別表第3の10の項中「又は第3項」を「若しくは第3項又は同法第39条の22第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別表第3の10の項の改正規定は、公布の日から施行する。

令和6年2月14日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことに伴い、高圧ガス製造許可申請手数料の額を改める等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

乙第24号議案

沖縄県空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県空港の設置及び管理に関する条例（昭和47年沖縄県条例第20号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項に次のただし書を加える。

ただし、利用の時間が30分未満である場合は、徴収しない。

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

令和6年2月14日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

宮古空港及び新石垣空港の駐車料の額を改める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例

沖縄県屋外広告物条例（昭和50年沖縄県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第47条の表中「浦添市」を「宜野湾市 浦添市」に、

南城市	を	宜
-----	---	---

野湾市 南城市

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際改正後の第47条の表左欄に掲げる事務に係る屋外広告物法（昭和24年法律第189号）及び沖縄県屋外広告物条例の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもののうち、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後においては宜野湾市の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における屋外広告物法及び沖縄県屋外広告物条例の適用については、宜野湾市の長がした処分その他の行為とみなす。

3 施行日前に沖縄県屋外広告物条例の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては宜野湾市の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における沖縄県屋外広告物条例の適用については、宜野湾市の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

令和6年2月14日提出

理 由

屋外広告物法及び条例に基づく広告物の表示の許可等知事の権限に属する事務の一部を、権限移譲の協議が調った宜野湾市が処理することとする必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例

沖縄県都市公園条例（昭和52年沖縄県条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第6第1項第12号中

大型車	1台1回につき 970円 回数券11回分 9,700円	を
小型車	1台1回につき 310円 回数券11回分 3,100円	

大型車	2時間以内の利用の場合 30分ごとにつき600円 2時間を超える利用の場合 2,400円	に改
小型車	1時間以内の利用の場合 400円 1時間を超え2時間以内の利用の場合 30分ごとにつき200円 2時間を超える利用の場合 800円	

め、同表（注）第11項中「乗車定員が30人以上のバス及び最大積載量4トン以上のトラック」を「道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する大型自動車、中型自動車及び準中型自動車」に改め、同表（注）第12項中「乗車定員が30人未満のバス、乗用車、軽自動車及び最大積載量4トン未満のトラック」を「道路交通法第3条に規定する普通自動車」に改める。

附 則

この条例は、令和6年7月1日から施行する。

令和6年2月14日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

首里城公園の駐車場の適正な利用により周辺道路の渋滞緩和を図るため、駐車場の利

用料金の基準額を改める等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

建築基準法施行条例の一部を改正する条例

建築基準法施行条例（昭和47年沖縄県条例第83号）の一部を次のように改正する。

第11条第2号及び第12条中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改める。

第19条中「準耐火構造としたもの」の次に「（特定主要構造部を耐火構造としたものを含む。）」を加える。

別表第5に次のように加える。

50 政令第137条の12第6項の規定による既存建築物の用途の変更を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	既存建築物の用途の変更を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	27,000円
51 政令第137条の12第7項の規定による既存建築物の形態の変更を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	既存建築物の形態の変更を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	27,000円

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月14日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

建築基準法の一部が改正されたことに伴い、既存建築物の用途の変更を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料の徴収根拠を定める等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県公立学校情報機器整備基金条例

(設置)

第1条 公立の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に情報機器を整備することを目的として、県が行う事業の費用及び市町村が行う事業を支援するための費用の財源に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、沖縄県公立学校情報機器整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するために必要な費用の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(規則への委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

- 2 この条例は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

令和6年2月14日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

公立学校に情報機器を整備することを目的として、沖縄県公立学校情報機器整備基金を設置し、その管理及び処分に関し必要な事項を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県立学校教育施設整備基金条例

(設置)

第1条 県立学校の教育施設の整備資金に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、沖縄県立学校教育施設整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる金額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するために必要な費用の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(規則への委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年2月14日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

県立学校の教育施設を整備するための財源に充てるため、沖縄県立学校教育施設整備基金を設置し、その管理及び処分に関し必要な事項を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例

沖縄県学校職員定数条例（昭和47年沖縄県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条の表県立高等学校の項中「3,986人」を「3,995人」に改め、同表県立特別支援学校の項中「1,915人」を「1,872人」に改め、同表県立中学校の項中「54人」を「56人」に改め、同表市町村立小学校及び中学校の項中「11,023人」を「11,008人」に改め、同表合計の項中「16,978人」を「16,931人」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月14日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

児童生徒数の増減等により、学校職員の定数を改める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

沖縄県警察関係手数料条例（昭和47年沖縄県条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条中「別表第13まで」を「別表第12まで」に改める。

別表第5警備業法第4条、第5条第2項及び第5項、第7条第1項並びに第11条第3項の規定に基づく警備業の認定に関する事務の項を次のように改める。

警備業法第4条及び第7条 第1項の規定に基づく警備 業の認定に関する事務	認定申請手数料	23,000円
	認定更新申請手数料	23,000円

別表第8銃砲刀剣類所持等取締法第5条の5第1項及び第2項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習に関する事務の項中「12,700円」を「14,000円」に改める。

別表第11を次のように改める。

別表第11（第2条関係）

自動車運転代行業法に関する手数料

手 数 料 の 種 類		手数料の額
自動車運転代行業法第4条 の規定に基づく自動車運転 代行業の認定に関する事務	自動車運転代行業法第4条の規定に基 づく自動車運転代行業の認定の申請に 対する審査	12,000円

別表第12を削る。

別表第13中「7,000円」を「8,400円」に改め、同表を別表第12とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに安全対策優良海域レジャー提供業者の指定の申請をしている者の当該申請に係る手数料の額については、改正後の沖縄県警察関係手数料条例別表第12の規定にかかわらず、なお従前の例による。

令和6年2月14日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことに伴い、猟銃の操作及び射撃に係る技能講習受講手数料の額を改める等のほか、安全対策優良海域レジャー提供業者の指定手数料の額を改める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

乙第32号議案

工事請負契約についての議決内容の一部変更について

令和4年第6回沖縄県議会（定例会）で乙第8号議案をもって議決された工事請負契約に係る議決内容の一部を次のように変更する。

契約金額中「1,361,690,000円」を「1,466,890,002円」に変更する。

令和6年2月14日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

県道20号線（泡瀬工区）橋梁整備工事（上部工その10）の設計の一部変更に伴い契約金額を変更しようとするものである。

これが、この議案を提出する理由である。

乙第33号議案

工事請負契約についての議決内容の一部変更について

令和4年第6回沖縄県議会（定例会）で乙第9号議案をもって議決された工事請負契約に係る議決内容の一部を次のように変更する。

契約金額中「985,820,000円」を「1,094,712,300円」に変更する。

令和6年2月14日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

県道20号線（泡瀬工区）橋梁整備工事（上部工P1－P6・北）の設計の一部変更に伴い契約金額を変更しようとするものである。

これが、この議案を提出する理由である。

財産の処分について

旧県立伊良部高等学校の用に供していた土地及び建物を、次のとおり処分することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

- 1 土地及び建物の所在地 宮古島市伊良部字前里添1079番1
- 2 土地の処分面積 44,783平方メートル
- 3 建物の種類 普通教室管理棟ほか7施設
- 4 土地の処分予定価格 324,400,000円
- 5 建物の処分予定価格 162,800,000円
- 6 契約の相手方 千葉県夷隅郡御宿町久保1528番地
学校法人中央国際学園 理事長 斉藤守

令和6年2月14日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

当該財産を処分するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

訴えの提起について

次のように訴えの提起をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

1 事件名 貸金返還請求事件

2 事件の概要 沖縄県が貸し付けた農業改良資金について、主たる債務者、連帯保証人及び連帯保証人の相続人に対し、再三にわたり当該貸付金の返還について督促等を行っているにもかかわらず、これらの者が支払に応じないため、那覇地方裁判所に提訴するものである。

3 当事者 原告 那覇市泉崎1丁目2番2号
沖縄県

被告 別表に掲げる者

4 請求の趣旨

(1) 別表の(1)に掲げる被告らは、原告に対し、連帯して、金11,623,202円及びうち金9,450,000円に対する各支払期日の翌日から支払済みの日まで年12.25パーセントの割合による違約金を支払え。

(2) 別表の(2)に掲げる被告は、原告に対し、連帯して、金5,811,601円及びうち金4,725,000円に対する各支払期日の翌日から支払済みの日まで年12.25パーセントの割合による違約金を支払え。

(3) 別表の(3)に掲げる被告らは、原告に対し、連帯して、金1,162,320円及びうち金945,000円に対する各支払期日の翌日から支払済みの日まで年12.25パーセントの割合による違約金を支払え。

(4) 別表の(4)に掲げる被告らは、原告に対し、連帯して、金3,196,380円及びうち金2,598,750円に対する各支払期日の翌日から支払済みの日まで年12.25パーセントの割合による違約金を支払え。

(5) 訴訟費用は、被告らの負担とする。

との判決及び仮執行の宣言を求める。

5 訴訟遂行の方針 必要がある場合は、上訴し、又は和解するものとする。

令和6年2月14日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

貸金返還請求事件について訴えを提起するには、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

訴えの提起について

次のように訴えの提起をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

1 事件名 貸金返還請求事件

2 事件の概要 沖縄県が貸し付けた林業生産高度化資金について、主たる債務者及び連帯保証人に対し、再三にわたり当該貸付金の返還について督促等を行っているにもかかわらず、これらの者が支払に応じないため、那覇地方裁判所に提訴するものである。

3 当事者 原告 那覇市泉崎1丁目2番2号
沖縄県

被告 別表に掲げる者

4 請求の趣旨

(1) 別表に掲げる被告らは、原告に対し、連帯して、金4,056,383円及びうち金4,000,000円に対する各支払期日の翌日から支払済みの日まで年12.25パーセントの割合による違約金を支払え。

(2) 訴訟費用は、被告らの負担とする。

との判決及び仮執行の宣言を求める。

5 訴訟遂行の方針 必要がある場合は、上訴し、又は和解するものとする。

令和6年2月14日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

貸金返還請求事件について訴えを提起するには、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

別表

住所	氏名
████████████████████	██████████
██	██████████
██	██████████
██	██████████

訴えの提起について

次のように訴えの提起をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

1 事件名 損害賠償請求事件

2 事件の概要 令和4年1月27日深夜から同月28日未明にかけて、沖縄警察署構内及びその周辺において県が所有又は管理する財産に損害を与えた事件について、関与が明らかとなった不法行為者及びその監督義務者に対し、連帯して損害賠償金を支払うよう求めたが、これらの者が応じないため、那覇地方裁判所に提訴するものである。

3 当事者 原告 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県
被告 別表に掲げる者

4 請求の趣旨

(1) 別表に掲げる被告らは、原告に対し、連帯して金4,121,015円及びこれに対する令和4年1月28日から支払済みまでの年3パーセントの割合による遅延損害金を支払え。

(2) 訴訟費用は、被告らの負担とする。

との判決及び仮執行の宣言を求める。

5 訴訟遂行の方針 必要がある場合は、上訴し、又は和解するものとする。

令和6年2月14日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

損害賠償請求事件について訴えを提起するには、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]

車両損傷事故に関する和解等について

車両損傷事故に関する和解及び損害賠償の額について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 事 故 名 県道那覇北中城線に県が設置した立入防止柵による車両損傷事故
- 2 当 事 者 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県
[REDACTED]
- 3 事故発生年月日 令和5年8月2日
- 4 事故発生場所 西原町上原一丁目13番19号先県道那覇北中城線上
- 5 損害賠償額 604,000円
- 6 和解内容 別紙のとおり

令和6年2月14日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

車両損傷事故について和解をし、及び損害賠償の額を定めるためには、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

和 解 内 容

甲 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県

乙 [REDACTED]

上記当事者間において、県道那覇北中城線に県が設置した立入防止柵による車両損傷事故について、次のとおり和解する。

- 1 甲は、本件事故に係る道路の管理に瑕疵があったことを認め、本件事故による一切の損害賠償金として、乙に対し総額604,000円の支払義務があることを認める。
- 2 乙は、甲が支払うべき前項の損害賠償金が道路賠償責任保険により既に乙に対して支払われたことを認める。
- 3 甲と乙は、本件事故に関し、以上に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを確認する。

車両損傷事故に関する和解等について

車両損傷事故に関する和解及び損害賠償の額について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 事 故 名 県道沖縄環状線に県が設置した樹木による車両損傷事故
- 2 当 事 者 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県
[REDACTED]
- 3 事故発生年月日 令和5年8月29日
- 4 事故発生場所 沖縄市八重島二丁目9番7号先県道沖縄環状線上
- 5 損害賠償額 38,206円
- 6 和解内容 別紙のとおり

令和6年2月14日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

車両損傷事故について和解をし、及び損害賠償の額を定めるためには、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

和 解 内 容

甲 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県

乙 [REDACTED]

上記当事者間において、県道沖縄環状線に県が設置した樹木による車両損傷事故について、次のとおり和解する。

- 1 甲は、本件事故に係る道路の管理に瑕疵があったことを認め、本件事故による一切の損害賠償金として、乙に対し総額38,206円の支払義務があることを認める。
- 2 乙は、甲が支払うべき前項の損害賠償金が道路賠償責任保険により既に乙に対して支払われたことを認める。
- 3 甲と乙は、本件事故に関し、以上に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを確認する。

和 解 内 容

甲 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県

乙 ■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■

上記当事者間において、県道37号線上のくぼみによる車両損傷事故について、次のとおり和解する。

- 1 甲は、本件事故に係る道路の管理に瑕疵があったことを認め、本件事故による一切の損害賠償金として、乙に対し総額8,618円の支払義務があることを認める。
- 2 乙は、甲が支払うべき前項の損害賠償金が道路賠償責任保険により既に乙に対して支払われたことを認める。
- 3 甲と乙は、本件事故に関し、以上に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを確認する。

車両損傷事故に関する和解等について

車両損傷事故に関する和解及び損害賠償の額について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 事 故 名 国道330号に県が設置した道路標識が落下したことによる車両損傷事故
- 2 当 事 者 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県
[REDACTED]
- 3 事故発生年月日 令和5年7月16日
- 4 事故発生場所 沖縄市中央三丁目5番47号先国道330号上
- 5 損害賠償額 128,123円
- 6 和解内容 別紙のとおり

令和6年2月14日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

車両損傷事故について和解をし、及び損害賠償の額を定めるためには、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

和 解 内 容

甲 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県

乙 [REDACTED]

上記当事者間において、国道330号に県が設置した道路標識が落下したことによる車両損傷事故について、次のとおり和解する。

- 1 甲は、本件事故に係る道路標識の管理に瑕疵があったことを認め、本件事故による一切の損害賠償金として、乙に対し総額128,123円の支払義務があることを認める。
- 2 乙は、甲が支払うべき前項の損害賠償金が賠償責任保険により既に乙に対し支払われたことを認める。
- 3 甲と乙は、本件事故に関し、以上に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを確認する。

乙第43号議案

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年2月14日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

別紙

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

令和5年度沖縄県一般会計補正予算（第7号）（別紙）

理 由

不発弾等による災害の未然防止に要する経費を早急に予算補正する必要があるが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和6年1月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

(別紙)

令和5年度沖縄県一般会計補正予算（第7号）

令和5年度沖縄県一般会計の補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に52,431千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ904,213,872千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 既定の繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
10 国庫支出金		239,021,784	47,199	239,068,983
	2 国庫補助金	185,904,264	47,199	185,951,463
13 繰入金		43,558,696	5,232	43,563,928
	2 基金繰入金	43,506,775	5,232	43,512,007
歳 入	合 計	904,161,441	52,431	904,213,872

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 総務費		67,034,016	52,431	67,086,447
	6 防災費	3,146,015	52,431	3,198,446
歳 出	合 計	904,161,441	52,431	904,213,872

第 2 表 繰越明許費補正

(追加)

款	項	事業名	金額
2 総務費			千円 52,431
	6 防災費		52,431
		不発弾等処理事業費	52,431
合計			52,431

